

## ○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例

(昭和 59 年 12 月 24 日静岡県条例第 44 号)

改正 昭和 61 年 7 月 30 日県条例第 43 号 平成元年 3 月 29 日県条例第 44 号  
平成 4 年 10 月 20 日県条例第 47 号 平成 5 年 3 月 29 日県条例第 23 号  
平成 8 年 3 月 28 日県条例第 29 号 平成 10 年 10 月 27 日県条例第 42 号  
平成 10 年 12 月 25 日県条例第 45 号 平成 12 年 3 月 21 日県条例第 25 号  
平成 13 年 3 月 28 日県条例第 37 号 平成 13 年 12 月 25 日県条例第 65 号  
平成 15 年 3 月 20 日県条例第 27 号 平成 16 年 3 月 25 日県条例第 25 号  
平成 16 年 12 月 24 日県条例第 64 号 平成 17 年 3 月 25 日県条例第 24 号  
平成 17 年 6 月 30 日県条例第 47 号 平成 17 年 7 月 15 日県条例第 69 号  
平成 18 年 3 月 24 日県条例第 38 号 平成 18 年 7 月 21 日県条例第 49 号  
平成 19 年 3 月 20 日県条例第 30 号 平成 20 年 3 月 25 日県条例第 25 号  
平成 20 年 10 月 24 日県条例第 39 号 平成 21 年 12 月 25 日県条例第 69 号  
平成 27 年 12 月 日県条例第 号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例をここに公布する。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例

風俗営業等取締法施行条例(昭和 34 年静岡県条例第 18 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号。以下「法」という。)の規定に基づき、風俗営業の許可に係る営業制限地域等について定めるものとする。

(風俗営業の許可に係る営業制限地域)

第 2 条 法第 4 条第 2 項第 2 号の条例で定める地域は、次に掲げる地域とする。

- (1) 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条第 1 項第 1 号の第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域で、公安委員会規則で定める地域を除く地域
- (2) 前号に掲げる地域以外の地域のうち、住居が多数集合しており、住居以外の用途に供される土地が少ない地域として公安委員会規則で定める地域
- (3) 次に掲げる施設の敷地(当該施設の用に供するものと決定した土地を含む。)の周囲 100 メートル(公安委員会規則で定める地域においては、50 メートル)の区域内的地域
  - ア 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校
  - イ 図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する図書館
  - ウ 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設
  - エ 医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院又は同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの(以下「病院等」という。)

2 次に掲げる営業所については、前項の規定は適用しない。

- (1) 常態として移動する営業所
- (2) 3月以内の期間を限つて設けられた営業所であつて、公安委員会規則で定める地域内にあるもの
- (3) 旅館業(旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第1項に規定する旅館業をいう。以下同じ。)の施設その他の公安委員会規則で定める施設内に設けられた公安委員会規則で定める風俗営業の種類(の営業所であつて、当該風俗営業の種類、態様その他の事情に応じて公安委員会規則で定める地域内にあるもの(特別日営業延長許容地域等))

第3条 法第13条第1項第1号の条例で定める日は次の各号に掲げる日とし、同号の条例で定める地域はそれぞれ当該各号に定める地域とする。

- (1) 12月1日から翌年の1月8日までの日 県内の全ての地域
- (2) 7月13日から7月17日までの日及び8月13日から8月17日までの日 県内の全ての地域
- (3) 前2号に掲げる日のほか、公安委員会規則で定める日 公安委員会規則で定める地域及び当該地域以外の地域であつて次条の公安委員会規則で定める地域

2 法第13条第1項ただし書の条例で定める時(前項各号に掲げる日に係る時に限る。)は、午前1時とする。

(営業延長許容地域)

第4条 接待飲食等営業及び法第2条第1項第4号に規定する営業(まあじやん屋に限る。)につき法第13条第1項第2号の条例で定める地域は、公安委員会規則で定める地域とする。

2 法第13条第1項ただし書の条例で定める時(前条第1項各号に掲げる日以外の日に係る時に限る。)は、午前1時とする。

(業種による営業時間の制限)

第5条 第3条の規定にかかわらず、法第2条第1項第4号に規定する営業(ぱちんこ屋及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(昭和59年政令第319号。以下「令」という。)第7条に規定する営業に限る。)を営む風俗営業者は、次の各号に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間内においてその営業を営んではならない。

- (1) 第3条第1項各号に掲げる日における当該各号に掲げる地域 午前零時から午前1時までの時間、午前6時後午前9時までの時間及び午後11時から翌日の午前零時前の時間
- (2) 第3条第1項各号に掲げる日における当該各号に掲げる地域以外の地域 午前6時後午前9時までの時間及び午後11時から翌日の午前零時前の時間
- (3) 第3条第1項各号に掲げる日以外の日における県内の全ての地域 午前6時後

午前9時までの時間及び午後11時から翌日の午前零時前の時間

(風俗営業の騒音及び振動の規制数値)

第6条 法第15条の条例で定める騒音に係る数値は、次の表の左欄に掲げる地域ごとに、同表の右欄に掲げる時間の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる数値とする。

地域	数値		
	昼間	夜間	深夜
(1) 都市計画法第8条第1項第1号の第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域(第3条第1項第1号の公安委員会規則で定める地域を除く。)	50 デシベル	45 デシベル(午後11時以後の時間においては、40 デシベル)	40 デシベル
(2) 第3条第1項に定める地域((1)に掲げる地域を除く。)	55 デシベル	50 デシベル(午後11時以後の時間においては、45 デシベル)	45 デシベル
(3) 都市計画法第8条第1項第1号の近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域((2)に掲げる地域を除く。)	65 デシベル	60 デシベル(午後11時以後の時間においては、55 デシベル)	55 デシベル
(4) (1)、(2)及び(3)に掲げる地域以外の地域	60 デシベル	55 デシベル(午後11時以後の時間においては、45 デシベル)	45 デシベル
備考			
1 「昼間」とは、午前6時後午後6時前の時間をいう。			
2 「夜間」とは、午後6時から翌日の午前零時前の時間をいう。			
3 「深夜」とは、午前零時から午前6時までの時間をいう。以下同じ。			

2 法第15条の条例で定める振動に係る数値は、55 デシベルとする。

(風俗営業者の一般遵守事項)

第7条 風俗営業者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 営業所で卑わいな行為その他善良の風俗を害する行為をし、又はさせないこと。
- (2) 営業用施設(当該施設を旅館業の施設と兼用する場合にあつては、通常客の宿泊に供される部分を除く。第17条第2号において同じ。)に客を就寝させ、又は宿

泊させないこと。

- (3) 営業中は営業所の出入口又は客室にかぎを掛け、又は掛けさせないこと。
- (4) 営業所で店舗型性風俗特殊営業若しくは店舗型電話異性紹介営業を営み、若しくは営ませ、又は営業所を無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業若しくは無店舗型電話異性紹介営業の用に供する施設として使用し、若しくは使用させないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、公安委員会規則で定める事項  
(風俗営業者の業種による特別遵守事項)

第8条 風俗営業者は、前条の規定によるほか、次の各号に掲げる営業の種別に応じ、当該各号に定める事項を守らなければならない。

- (1) 法第2条第1項第1号から第3号までに規定する営業 営業所で客の求めない飲食物を提供し、又は提供させないこと。
- (2) 法第2条第1項第2号から第5号までに規定する営業 営業所でショーその他興行の類をし、又はさせないこと。
- (3) 法第2条第1項第4号に規定する営業(まあじやん屋を除く。) 次に掲げる事項
  - ア 営業所の見やすい所に、賞品の提供方法を掲示すること。
  - イ 客に提供した賞品を買い取らせないこと。
  - ウ 当該営業に関し、著しく射幸心をそそるような行為をし、又はさせないこと。
  - エ 営業所で客に飲酒させないこと。
- (4) 法第2条第1項第4号に規定する営業(まあじやん屋に限る。)及び同項第5号に規定する営業 営業所で著しく客の射幸心をそそるような行為をし、又はさせないこと。

(法第2条第1項第5号の営業に係る営業所への年少者の立入りの制限)

第9条 法第2条第1項第5号に規定する営業を営む者は、午後6時から午後10時前の時間において、16歳未満の者(保護者が同伴している者を除く。)を営業所に客として立ち入らせてはならない。

(店舗型性風俗特殊営業等の禁止区域の基準となる施設)

第10条 法第28条第1項(法第31条の3第2項の規定により適用する場合を含む。)の条例で定める施設は、病院等とする。

(店舗型性風俗特殊営業等の禁止地域)

第11条 店舗型性風俗特殊営業は、次の各号に定める営業の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める地域においては、営んではならない。

- (1) 法第2条第6項第1号に規定する営業 別表第1に掲げる地域
- (2) 法第2条第6項第2号に規定する営業 別表第1に掲げる地域
- (3) 法第2条第6項第3号に規定する営業 別表第2に掲げる地域

- (4) 法第2条第6項第4号に規定する営業のうち、個室に自動車の車庫が個々に接続する施設であつて、次に掲げる構造のいずれかに該当するものを有する施設を設けて営む営業 別表第1に掲げる地域
- ア 個室に接続する車庫(2以上の側壁(カーテン、ついたて等を含む。)及び屋根を有するものに限る。以下同じ。)の出入口が扉等によつて遮へいできる構造
- イ 車庫の内部から個室に通ずる専用の人の出入口又は階段若しくは昇降機が設けられている構造
- ウ 個室と車庫とが専用の通路によつて接続している構造にあつては、当該通路の内部が外部から見えないもの
- (5) 法第2条第6項第4号に規定する営業のうち、令第3条第2項の構造を有する施設を設けて営む営業(前号に掲げる営業を除く。) 別表第3に掲げる地域
- (6) 法第2条第6項第4号に規定する営業(前2号に掲げる営業を除く。) 別表第4に掲げる地域
- (7) 法第2条第6項第5号に規定する営業 別表第2に掲げる地域
- (8) 法第2条第6項第6号に規定する営業 公安委員会規則で定める地域
- 2 法第31条の2第4項に規定する受付所営業(以下「受付所営業」という。)は、別表第1に掲げる地域において、営んではならない。
- 3 店舗型電話異性紹介営業は、県内のすべての地域において、営んではならない。  
(店舗型性風俗特殊営業等の営業時間の制限)
- 第12条 法第28条第4項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者は、県内の全ての地域において、午前零時から午前6時までの時間は、その営業を営んではならない。
- 2 前項の規定は、受付所営業及び店舗型電話異性紹介営業を営む者について準用する。  
(性風俗関連特殊営業の広告又は宣伝の制限)
- 第13条 法第28条第5項第1号ロに規定する地域は、第12条第1項各号に定める営業の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める地域とする。
- 2 法第31条の3第1項において準用する法第28条第5項第1号ロに規定する地域は、法第2条第7項第1号に規定する営業にあつては別表第1に掲げる地域とし、同項第2号に規定する営業にあつては別表第2に掲げる地域とする。
- 3 法第31条の8第1項において準用する法第28条第5項第1号ロに規定する地域は、別表第2に掲げる地域とする。
- 4 法第31条の13第1項において準用する法第28条第5項第1号ロに規定する地域は、県内のすべての地域とする。
- 5 法第31条の18第1項において準用する法第28条第5項第1号ロに規定する地域は、県内のすべての地域とする。  
(特定遊興飲食店営業の許可に係る営業所設置許容地域)
- 第14条 法第31条の23において準用する法第4条第2項第2号の条例で定める地域

は、次の各号のいずれにも該当する地域とする。

- (1) 公安委員会規則で定める地域
- (2) 第2条第1項第3号ウに掲げる施設（保育所及び幼保連携型認定こども園（いずれも午前6時後翌日の午前零時前の時間においてのみ保育を行うものに限る。）、児童厚生施設、児童発達支援センター並びに児童家庭支援センターを除く。）及び同号エに掲げる施設（以下この号においてこれらの施設を「特定遊興飲食店営業保全対象施設」という。）の敷地（特定遊興飲食店営業保全対象施設の用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲50メートルの区域外地域

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる特定遊興飲食店営業については、法第31条の23において準用する法第4条第2項第2号の条例で定める地域は、それぞれ当該各号に掲げる地域とする。

- (1) 常態として移動する施設において営まれるもの 公安委員会規則で定める地域
- (2) 3月以内の期間を限って営まれるもの 公安委員会規則で定める地域  
（特定遊興飲食店営業の営業時間の制限）

第15条 特定遊興飲食店営業を営む者は、県内の全ての地域において、午前5時から午前6時までの時間は、その営業を営んではならない。

（特定遊興飲食店営業の深夜における騒音及び振動の規制数値）

第16条 法第31条の23において準用する法第15条の条例で定める騒音に係る数値は、第6条第1項の表の左欄に掲げる地域ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる深夜に係る数値とする。

2 法第31条の23において準用する法第15条の条例で定める振動に係る数値は、55デシベルとする。

（特定遊興飲食店営業者の遵守事項）

第17条 特定遊興飲食店営業者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 営業所で卑わいな行為その他善良の風俗を害する行為をし、又はさせないこと。
- (2) 営業用施設に客を就寝させ、又は宿泊させないこと。
- (3) 営業中は営業所の出入口又は客室に鍵を掛け、又は掛けさせないこと。
- (4) 営業所で店舗型性風俗特殊営業若しくは店舗型電話異性紹介営業を営み、若しくは営ませ、又は営業所を無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業若しくは無店舗型電話異性紹介営業の用に供する施設として使用し、若しくは使用させないこと。
- (5) 営業所で客の求めない飲食物を提供し、又は提供させないこと。
- (6) 営業所で著しく客の射幸心をそそるような行為をし、又はさせないこと。
- (7) 午後6時から午後10時前の時間において、18歳未満の者を客として立ち入らせるときは、保護者の同伴を求めること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、公安委員会規則で定める事項

(深夜における飲食店営業の騒音及び振動の規制数値)

第 18 条 法第 32 条第 2 項において準用する法第 15 条の条例で定める騒音に係る数値は、第 6 条第 1 項の表の左欄に掲げる地域ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる深夜に係る数値とする。

2 法第 32 条第 2 項において準用する法第 15 条の条例で定める振動に係る数値は、55 デシベルとする。

(深夜における酒類提供飲食店営業の禁止地域)

第 19 条 法第 33 条第 1 項に規定する酒類提供飲食店営業を営む者は、第 3 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に定める地域においては、深夜において、その営業を営んではならない。

(風俗環境保全協議会を置く地域)

第 20 条 法第 38 条の 4 の条例で定める地域は、公安委員会規則で定める地域とする。

#### 附 則

この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 45 号）の施行の日（平成 28 年 6 月 23 日）から施行する。ただし、第 1 条の規定は、公布の日から施行する。